

診療所専属薬剤師設置免除許可申請書の記載要領

事 案	医師が常時3人以上勤務する診療所において、専属薬剤師を置かない場合		
根拠法令	医療法第18条ただし書、規則第7条		
提出期限	事 前	様 式	7
提出窓口	吹田市保健所		
提出部数	2 部		
手数料	な し		

様式の記入要領

「開設者」	〔医師開設の場合〕 ■ 開設者である医師・歯科医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。 ■ 開設者である医師・歯科医師個人の氏名を記載する。 ■ 電話番号は、開設者の自宅の電話番号を記載する。 〔非医師開設の場合〕 ■ 住所には、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 氏名には、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。 ■ 電話番号は、法人の主たる事務所の電話番号を記載する。
1. 診療所の名称	■ 診療所開設届出書又は開設許可書の名称（変更があった場合は届け出た名称）を記載する。
2. 開設の場所	■ 診療所開設届出書又は開設許可書の開設場所（変更があった場合は届け出た開設場所）を記載する。
3. 診療科目	■ 診療所開設届出書又は開設許可書の診療科目（変更があった場合は届け出た開設場所）を記載する。
4. 専属薬剤師を配置しない理由	■ 専属薬剤師を配置しない理由を詳細に記載する。
5. 精神及び療養病床に係る病室の1日平均入院患者数	■ 直近6ヶ月間の1日平均入院患者数を記載する。（新規開設、再開の場合は推定数による） ■ 該当の病床がない場合は、「－」を記載する。
6. 上記の病室以外の病室の1日平均入院患者数	■ 直近6ヶ月間の1日平均入院患者数を記載する。（新規開設、再開の場合は推定数による） ■ 該当の病床がない場合は、「－」を記載する。
7. 外来患者に係る1日平均取扱処方せん数	■ 直近6ヶ月間の外来患者に係る1日平均取扱処方せん数（※）を記載する。 ※ 院内の調剤所で薬剤師が外来患者に投与する薬剤を調剤するために必要な文書等を指し、その名称は問わない。 ※ ただし、患者に院外で調剤を受けさせるために交付する処方せん（院外処方せん）は含まない。